

政策医療課

1. 国立高度専門医療センターの独立行政法人化について

国立高度専門医療センター（ナショナルセンター）については、国民の健康に重大な影響のある、がん、脳卒中、心臓病といった疾病について、疾病の原因の解明、治療法の開発・研究、最先端の医療の提供及び技術者の研修を一体に行っている。ナショナルセンターは、がん、循環器、精神・神経、国際医療、成育医療、長寿医療の6つのセンターで構成されている。

○ ナショナルセンターは、平成22年4月からそれぞれ6つの独立行政法人へ移行する。これは、研究機能を中核として、臨床研究、医療の均てん化、政策提言を行うことにより我が国の医療政策の牽引車としてより一層大きな役割を担うことを目的とするものである。

また、独立行政法人への移行により、大学、民間企業との連携、人事交流や民間からの資金の活用といったことが可能となり、ナショナルセンターは日本の医療を牽引し、世界の保健医療の向上に寄与するセンターとするものである。

○ 独立行政法人化後の国立高度専門医療研究センターの在り方については、内閣府特命担当大臣（行政刷新）の下に、副大臣・政務官級及び有識者で構成された「独立行政法人ガバナンス検討チーム」において、平成21年11月から同年12月まで集中的な審議が行われた。同検討チームのとりまとめを踏まえ、国立がんセンターと国立循環器病センターの理事長予定者については、都道府県等に周知等の協力をいただきつつ公募を実施し、理事長予定者が平成22年2月2日に指名されたところである。

今後、他の4センターを含む全てのナショナルセンターにおいて経営・運営改革を推進するとともに、その再任を含めた新理事長の選任（現総長の1年後の辞任）を改めて行うことを前提に現総長を理事長予定者として指名したセンターに係る公募を実施する等所要の取り組みを行うこととしている。都道府県等におかれましても引き続き、我が国の医療政策の推進の観点から、ご協力をお願いしたい。

高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律の概要

現在6つある国立高度専門医療センターを、それぞれ平成22年度から非公務員型の独立行政法人へ移行させるため、所要の措置を講ずる。

組織形態

【現在】

国立高度専門医療センター(NC)

- ・国立がんセンター
- ・国立循環器病センター
- ・国立精神・神経センター
- ・国立国際医療センター
- ・国立成育医療センター
- ・国立長寿医療センター

【平成22年4月】

国立高度専門医療研究センター

- ・(独)国立がん研究センター
- ・(独)国立循環器病研究センター
- ・(独)国立精神・神経医療研究センター
- ・(独)国立国際医療研究センター
- ・(独)国立成育医療研究センター
- ・(独)国立長寿医療研究センター

業務等

法人は、国民の健康に重大な影響のある

- ・がんその他の悪性新生物
- ・循環器病
- ・精神・神経疾患等
- ・感染症その他の疾患
- ・成育に係る疾患
- ・加齢に伴う疾患

に係る医療の調査、研究及び技術の開発、これらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修、医療政策の提言等の業務を行い、国内の医療水準をリードし、国際的な医療研究のネットワークに参画できる機関とする。

施行期日

【法律の施行期日】平成22年4月1日（設立準備に必要な規定は公布日）

※ 行政改革推進法(平成18年法律第47号)及び特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)により、国立高度専門医療センター特別会計は平成21年度末日で廃止することとされている。

国立高度専門医療研究センター機能の強化

国の医療政策と一体となって
我が国の医療を牽引、世界の保健医療の向上に貢献

◆医療政策を牽引

- 臨床研究の推進
- 医療の均てん化
- 政策提言

◆連携強化

- 独法のメリットを有効活用し、国内外の関係機関と連携を強化

非公務員型独法化し、迅速な成果の達成を目指す

優秀な人材の獲得

- ・世界トップクラスの海外流出した研究者の獲得や外国人研究者の幹部登用が可能
- ・より優秀な医師の確保が可能

現状の問題点
→国家公務員法・給与法等により外国人幹部の登用や給与体系に制限

研究等の資金ルート の拡大

- ・産業界等からの寄付金の受入が可能

現状の問題点
→昭和23年の閣議決定により外部資金の受入の抑制

研究成果の実用化の 推進

- ・産業界等との人材交流による研究体制の強化
- ・企業等参加によるベンチャー企業の立ち上げが可能

現状の問題点
→国家公務員法により産業界等との人材の交流に制限

臨床研究・高度医療 への柔軟・迅速な 対応

- ・自由度の高い取組が可能となり柔軟・迅速な対応を実施

現状の問題点
→厚生労働省の施設等機関であるため本省の関与等階層的な対応

国立施設としての制約